

土木森林環境委員会会議録

日時 平成22年12月9日(木) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後2時45分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由
副委員長 丹澤 和平
委員 深沢登志夫 皆川 巖 大沢 軍治 望月 清賢
岡 伸 金丸 直道 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 中楯 幸雄 林務長 岩下 正孝
森林環境部理事 石合 一仁 森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部技監 深沢 武 森林環境部参事 清水 利英
森林環境総務課長 深尾 嘉仁 環境創造課長 小野 浩
大気水質保全課長 窪田 敏男 環境整備課長 守屋 守
みどり自然課長 山縣 勝美 森林整備課長 宇野 聡夫
林業振興課長 大竹 幸二 県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 岡部 恒彦

県土整備部長 小池 一男 理事 河西 邦夫
県土整備部次長 酒谷 幸彦 県土整備部技監 山本 力
県土整備部技監 上田 仁 総括技術審査監 樋川 和芳
県土整備総務課長 末木 正文 美しい県土づくり推進室長 山口雅典
建設業対策室長 秋山 剛 用地課長 市川 正安
技術管理課長 中嶋 晴彦 道路整備課長 野中 均
高速道路推進室長 市川 成人 道路管理課長 丸山 正視
治水課長 井上 和司 砂防課長 伊藤 学樹
都市計画課長 河西 秀樹 下水道課長 小野 邦弘
建築住宅課長 和田 健一 営繕課長 石原 光広

議題 ※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

※第96号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

※第97号 契約締結の件

※第101号 指定管理者の指定の件

※請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

※請願第22-11号 住宅リフォーム(小規模修繕)助成制度の創設を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第20-11号及び請願第22-11号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時06分から午前11時07分まで森林環境部関係、午前11時29分から午後2時45分まで県土整備部関係(午前11時55分から午後1時29分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(明野最終処分場漏水検知システムの異常検知について)

丹澤委員 明野村の最終処分場の漏水検知システムの件ですけれども、10月5日の新聞報道で、異常検知があったということが報道されました。この経過について、5日に発表したということは、その発表以前にどのような状況があって、県としてこうだったという、その辺の状況について御説明いただきたいと思います。

守屋環境整備課長 今回の明野の漏水検知システムにおける異常検知につきましては、10月2日土曜日に、漏水検知システムが異常を検知しました。明野の処分場は三重の遮水構造になっておりまして、一番上とその次が遮水シート、それから、最下層が、いわゆる粘土状みたいな構造ですが、ベントナイト層となっております。漏水検知システムは、その三重式遮水構造の最上部のシートの上下に配管をして電流を流し、仮にシートに穴があくなどして水が通った場合には電流を検知するものです。その検知する箇所を約5,000カ所、処分場の最上層のシートに設けておりまして、そこで異常値が出ると、自動的にシステムに記録される仕組みになっております。それで、10月2日土曜日、この日は、通常、職員が勤務しない日でございますが、漏水の可能性のあるような数値が出たということで、それを月曜日の朝、職員が登庁したときに確認をしてございます。

もう1つつけ加えさせていただきますと、そのような漏水のおそれがある場合には、一番下のベントナイト層の下、地中に配管をしてございまして、そこに集められた水を1カ所に集める仕組みになってございます。それを私どもは、モニタリング人孔と呼んでおりますが、そこに集められた水につきまして、例えば電気伝導度とか、pHを自動的に検査できる仕組みになってございます。それにつきましては、異常値が出た場合にはすぐに職員の携帯電話に緊急通報できるシステムがございまして、実はそこには水が通っていなかったということでございますので、異常値も何も、そもそも漏水したという事実が確認できなかったものですから、緊急通報がなかったということでございます。

そのことについては、月曜日の朝、職員が漏水検知システムの異常値を確認したところで、モニタリング人孔を見たところ、水がないということで、少なくとも漏水が周辺地下のほうにはなかったということを確認してございます。

丹澤委員 そうすると、10月2日に異常値を検知したわけですね。3日が日曜日で、4日が月曜日ということですから、2日に異常値が感知されたけれども、3日の対応というのはいなくてもいいような状況だったと判断をしたんですか。それとも、職員がいなかったんですか。

守屋環境整備課長 土曜日の検知については、月曜日の朝システムを立ち上げて確認できたということです。その間については、最下層のモニタリング人孔のところに浸水があり、そこで異常値があった場合には瞬時に、10分間隔ぐらいにデータが出てきますので、その時点ですぐに職員の携帯電話でわかることになっております。即時対応の緊急通報システムを設けておりますので、そのところに特に異常がないということは、周辺地下水の異常に通じないということですから、今のシステムは、そこで、漏水への影響については確認するということになってございます。

丹澤委員 整理させてもらいたいんですけども、2日の土曜日に検知をしても、その日は職員が勤務していないから、機械だけが検知をして、記録に残しておいて、月曜日に行って初めて異常値を見つけた。見つけたけれども、いろいろ確認をした上で、5日の報道になったということですね。

そうすると、一番上の遮水シートに異常があっても、土日の場合には職員のところには通報が行かなくて、その下のベントナイトのところまで水が浸透して感知したら、そのときには初めて職員の携帯電話のほうに通報が行く、そういうシステムを今は組んでいると、そういうことですか。

守屋環境整備課長 丹澤委員の御発言のとおりでございます。

丹澤委員 新聞報道によりますと、一番上のシートが破れて、通常は0ミリアンペアだけれども、それが50というような、人によりますと、メーターを振り切るぐらいの異常値だったところが12カ所もあったというような話を聞きました。そうすると、一番上のシートが破れて、そういうふうな異常値を示すことがあっても、水さえ漏れていなければ、休日、職員が行ってそれを手当てするとか、対応をするということはないというシステムになっているわけですね。

守屋環境整備課長 今回の漏水検知システムは、最上層の遮水シートの損傷の可能性を示すシステムになっております。丹澤委員おっしゃるとおり、土日あるいは職員が勤務しない夜の緊急的な通報につきましては、ベントナイトの下層のモニタリング人孔のところですぐに、漏れがある、あるいはその水に異常値が出た場合にされる仕組みになってございますので、委員の御発言のとおりでございます。

丹澤委員 そうすると、第1層の遮水シートでの異常が検知されても、休みの場合には通報が行かない。そういうことはあまり問題にならないのでしょうか。それとも、もしベントナイト層のところに来て初めて、これは大変だというふうなシステムにしておくだけで十分事足りるのか、あるいは、そういう事態でも職員が行って確認するというシステムをつくり直すのか、その辺はどう考えていますかね。

守屋環境整備課長 三重の遮水構造をとっておりますので、まずは最上層に異常があるかないかということの確認を漏水検知システムでしております。ですので、今は、そこについては通常職員が勤務する時間帯になっております。ただ、一番下層のところでも水が異常値を示した場合、万が一、地下に浸透した場合が一番の守るべきところでございますので、そこは緊急通報システムということで、瞬時に通報されることになっております。

今後、今回の漏水検知の原因を究明する中で、対策をとる必要があれば、もう一度改めて再発防止対策の中で検討していきたいと考えております。

丹澤委員 今回、原因は今から確定するんでしょうけれども、考えられる原因というのはどういうふうなことでしょうか。

守屋環境整備課長 漏水検知システムで、通常の浸出水、明野の処分場にある水の濁りからわかります、電流の数値は大体6から7ミリアンペアということになっていますが、今回出たのは50弱、50ミリアンペアということです。通常、漏水があったときにそういう数値が出る状態のシステムではないということ、施工したシステム業者は過去の知見から話をしております。

そういうことから見て、1月に運用上のミスでシートに穴をあけたケース、あるいは、他の知見からデータが違うものですから、どんな状況かというのを職員が業者さんや関係者と把握する中で、なかなかこれといった想定されるものが今のところわからないので、とにかく掘削をして原因を探るということを今やっております。特に1月の事故のようにこういうものだという事は、実際のところはなかなか想定できない状況になっております。

丹澤委員 原因はもう簡単ですよ。3つですよ。施工上のミス、設計上のミス、あるいは管理上のミス、このいずれかによって、今回の異常検知がされたと思うんですけども、問題は県の責任以外のものですよ。設計上、施工上、ある

いは管理上、埋め立てるときのやり方。あるいはもう1つあるのかもしれませんが。例えば埋め立てるときに、県というか、事業団がするんでしょうけれども、どういう方法で埋め立てなさいという指示もきつとする、県にそういう問題もあるかもしれません。例えば設計上、あるいは施工上問題があったというときには、当然、請負契約等で瑕疵担保責任というのがあると思うんですけども、当然、瑕疵担保責任は契約上締結されていますね。

守屋環境整備課長 今回の契約につきましては、大きく分けて、本体の工事、これは通常の土木工事でございます。それから、そのもとなる設計の委託業務、この2つに分けられるんだろうと思います。それで、建設工事につきましては、今、丹澤委員おっしゃるとおり、瑕疵担保という条項が設けてございます。この条項では、引き渡しを受けた日から2年以内に修補、これは修理、補修の意味ですが、その修補にあわせて損害賠償ができるという規定になっております。ただし、構造耐力上主要な部分、要するに、堰堤の部分だとか、雨水の浸入を防止する部分である遮水シートだとか遮水構造の部分、ここは環境整備センターの根幹の部分でございますので、こういうところに生じた場合につきましては、その期間は10年と決められてございます。ほぼ同様な規定が設計の委託契約のほうにも設けてございます。

丹澤委員 そうすると、瑕疵担保責任がそれぞれ2年もしくは10年ということで、稼動して1年半ぐらいですから、もし施工上の問題とすれば、当然、瑕疵担保責任がありますし、また遮水シートに問題があるんだったら施工上の問題で、10年ということだから、当然、施工側もしくは設計者側に瑕疵担保責任があるわけですね。

そうすると、いよいよ掘って行って、だれに責任があるのかというきわどいところにいったときに、全部県が掘削して、遮水シートが見えるようになってから、「さあ、業者の人、見てください」「地元の安全委員会の人、見てください」と、こう言ったのではお互い納得しない。もっと早いどこかの段階で、遮水シートが見える、問題の箇所があらわれる以前から、業者にも来てもらったり、専門家にも来てもらったり、事前にチームを組んでおいて、そういうふうな人たちに確認していただくという措置を講じないと、業者も、「いや、それは掘削の過程で穴があいたわけじゃない」とか、後々、いろいろ問題があると思いますから、そういう態勢を組まれるという考え方はありますか。

守屋環境整備課長 今回の漏水検知の原因究明と、あわせて、責任の所在をはっきりさせることは大切な課題であろうと考えております。そこで、原因究明につきましては、漏水検知システムが一番損傷の可能性が高いとされるところ12カ所をまずは掘削して探るということにしております。その場合、まずは、表層から約5メートル下にシートの部分がありますので、その近くまでは機械で掘るわけでございます。そこから先はかなり慎重にやっていかなければならないということで、手、あるいは人力に近いものでやっていくこととなります。

丹澤委員おっしゃるとおり、掘削の場合、原因究明が公平、公正で、はっきりわかるような形をとっていくべきだと考えておきまして、まずは今回、安全管理委員会に調査の作業工程等についてお諮りして、御了解をいただきました。安全管理委員会の方々にどのようにやっていくべきかということも相談、お諮りをしながら行いますが、当然、その中では、安全管理委員会の方々の立ち会い、それから、損傷の原因にもし事業団の責任以外のものによる可能性があるということになりますと、当然、その関係者の方々の立ち会いも含めて考えて

いかなければならないと考えています。

丹澤委員

そうすると、これは僕が改めて質問するまでもなく、原因が業者側にあったならば、それは瑕疵担保責任ですべて業者に負っていただくという態度で臨むのだと思います。今回こういう異常検知をするような状況になった、一番厄介なアスベストのところで起きた。アスベストの埋め方には国から指示があり、特殊な埋め方をしているわけですね。覆土した上にわざわざ穴を掘って、その中へ埋めなさいと。だから、遮水シートの上に覆土をして、穴を掘って、そこへ埋める。そのやり方に何か問題があったのではないかと指摘をしている人もいますけれども、そういう工法上、埋め立て方法の指示は事業団がしているんですか。それとも、委託業者が自分でそのようにやっているのでしょうか。

守屋環境整備課長 埋め立てにつきましては、埋め立て管理を受注している業者が直接的には重機を使いながら行っておりますが、必ず環境整備事業団の職員が立ち会い、指導しながら行っております。

アスベストのところに問題はなかったかということでございますが、安全管理委員会でもそのような議論がありました。重機を使ってアスベストを運んでいるのではないかというようなことも言われていまして、国のほうのマニュアルで、可能な限り重機は使わないというようなことは記載されております。ただ、それは、重機で穴を掘ったり、あるいはアスベストを運んで、ぐしゃっと上から落とすなど、そういうことをすると、遮水シートに損傷が起こる可能性があるということを前提とした話です。ただ、トラックから直接下におろしてしまうと、逆にそこに圧力がかかって下に影響があるので、トラックから現場までおろす段階で重機を運搬用に使う。要は、重機の上のほうに乗せて、下のほうで職員が手でおろすというような形で使っております。なるべくシートに影響がないような使い方を前提に、重機を使っておりますので、そういう意味でいけば、事業団のアスベストの運営等については問題ないものと考えております。

丹澤委員

この調査をしているので、半年ぐらいの間は搬入がストップしてしまう。この間の読売新聞に出ていましたけれども、知事は、せっかく上向いたときにこういう事態になってしまったと言っていたようです。半年間でおさまればいいけれども、これがもうちょっと長引いて1年近くかかり、仮に1年も埋め立てられないということになりますと、明野の処分場の埋め立て期間は5.5年という限られた年数ですから、残りがあともう4年近くしかない状態の中で、非常に短期間の中で埋めなければならない。この場合にも延長の交渉はないわけですか。

守屋環境整備課長 現在の調査の作業工程でございますが、アスベストの飛散防止のためのテントの設置、撤去に相当の期間を要します。掘削して原因究明をということですから、合わせて、少なくとも来年の3月末ぐらいまでかかるというような工程でやっております。

ただ、今、委員が、それ以上、1年ぐらいかかった場合にはどうするかということにつきましては、可能な限り原因究明を早期にして、再発防止策を講じる。そして安全管理委員会にお諮りして御了解をいただき、早期に搬入の再開を目指していくということで、当然それに全力を傾けたいと考えております。委員おっしゃる期間延長の話については、当面、全力を挙げて原因究明、再発防止に傾注しているということでございまして、特に今現在、その検討はして

ございません。

丹澤委員

予期しないようなことが発生したわけですから、万全を期して1日も早く再開ができるように、今回のことがもし業者の施工ミスによるものであれば、強い態度で業者に損害賠償等を求めていくことをお願いしたいと思います。

部長さんに何かありますか。なければ結構でございます。以上です。

(木質バイオマスの利活用について)

安本委員

2点お伺いをしたいと思います。初めに、木質バイオマスの利活用、以下、やまなしグリーンニューディール計画の推進について。特に木質バイオマスは前回の委員会でもお伺いをさせていただきましたが、今回の本会議の答弁で、12のクリーンエネルギーについて資源量調査が行われ、環境保全審議会の意見も伺ったという答弁がありました。

その中で、新聞報道等には、太陽光、太陽熱とか、小水力について、その内容が詳しく出ていたと思いますけれども、木質バイオマスの件についてはあまり報道がされていなかったかなと思います。それで、バイオマスについてはどのような調査結果で、審議会で何か意見があったのかどうか、簡潔にお願いしたいと思います。

小野環境創造課長

今、安本委員から御指摘がありましたとおり、本県におきましては、グリーンニューディール計画に基づきまして、クリーンエネルギーの普及促進に努めているわけでございます。このクリーンエネルギーの一層の普及促進を図るために、県内で利用できるクリーンエネルギーの種類はどういったものがあるか、あるいは、県内にそういった資源が潜在的にどの程度存在するのかを調査いたしましたして、先ほどお話がございましたように、先月、環境保全審議会に御報告をしたところでございます。

その具体的な内容でございますが、12のエネルギーというふうな話があったわけでございますけれども、今、御質問がございました木質バイオマスに限って申し上げますと、実は木質バイオマスの中にも幾つか種類がございます。いわゆる森林資源、一般的に言われておりますのは、林地残材と言われるもの。あるいはまた、製材所で出ます端材、製材残材、それから果樹剪定枝、こういったものが木質バイオマスで考えられるわけでございます。

そうした中で、森林資源につきましては、1年間に森林が成長する分だけをクリーンエネルギーに使った場合にはどうかという調査をいたしました。いわゆる木材として使っている分も含めまして、すべてクリーンエネルギーに使うといたしますと、ちょっと単位が大きいのですが、熱量に換算いたしましたして4,413テラジュールでございます。具体的に申し上げますと、県内の1年間に各世帯が消費しております灯油の半分くらいがこれで賄えるのではないかと試算がされたところでございます。また、製材残材につきましても、県内の一般家庭の約1万世帯分の年間の灯油の消費量に相当する分が生み出せるのではないかと。それから、果樹剪定枝は、7,000世帯分の年間のエネルギーが賄えるのではないかとという試算が行われたところでございます。これを先の審議会に御報告させていただきました。

それからもう1つ、その折に審議会から質問があったかということだったと思います。審議会の委員からは、木質バイオマスについては、植木の剪定枝なんかも考えられるんだけど、今回の試算の中に入っていないが、それはどうなっているかというような御質問がございました。我々が今申し上げましたエネルギーを試算したときには、過去に調査をした資料に基づいて積算をしてお

りまして、植木の剪定枝がどの程度あるかという具体的な資料がございませんでしたので、我々がエネルギー量として換算するときには入っておりませんでした。実際にこういったものも活用して何らかの事業を行うということになれば、活用していくことになるのではないかとお答えをさせていただいたところでございます。

安本委員

知事の御答弁では、ペレットボイラー等の工場、事業所への設置など、県民や企業に主体的に取り組んでいただくための具体策について、エネルギーごとに検討してまいるといってお答えでしたけれども、ペレットストーブではなくて、もう少し大きなもの、ペレットボイラーというお話をされておりました。

私も11月に静岡県でペレットによる空調機、冷房まで含めての機械をつくらせている工場の見学をしてきました。例えば、今、空調システムが入っていますけれども、電気設備の外の部分だけをペレットを燃やすボイラーにつけかえれば空調ができるというような機械や、ペレットが自動的に供給されて自動運転ができるというような機械も出ておりました。導入についても、高機能なものが今、出てきているんだなという認識をして帰ってきたところです。

導入の具体策という、すぐ考えるのは、そういったものを設置するところへの助成措置だと思うんですけれども、具体策として何か案を持っていらっしゃるのであれば、お答えいただきたいと思います。

小野環境創造課長 今、助成策等の具体策というお話がございました。現在、民間事業者に対しましては、エコ改修推進モデル事業がございまして、太陽光発電とあわせて、クリーンエネルギーを入れてもらっても構いませんし、いろいろ省エネ設備を導入していただいてもいいわけでございますけれども、そういった補助事業がございまして、それにつきましては、補助限度額が1,000万円程度になっておりますので、こういったものを活用していただきまして、ペレットボイラーを導入していただくことは可能なかなと思っております。

また、小さいペレットストーブ等につきましては、やはり県の環境保全活動支援事業費補助金がございまして、活用していただきまして導入していただくことは可能なかなと考えています。ただし、環境保全活動支援事業費補助金は、基本的には市町村とかNPOといった団体に限られておまして、民間事業者については、そちらのほうはちょっと困難だなと考えております。

それからもう1つ、具体策ということでございますけれども、木質バイオマスを導入するに当たっての一番の課題は、やはり収集、運搬のためのコスト、それからもう1つ、手続が煩雑だということがあると思います。今現在、そういったものにつきまして、我々の課も中に入らる中で、コストの削減に向けた対策とか、あるいは手続の簡素化に向けた取り組み等を検討しているところでございます。

安本委員

助成措置といっても、初期投資部分になるのかなというような思いもありますけれども、軽油とか灯油といったものを木質ペレットにかえて運用していくという段階の中で、例えばこの木質バイオマスはCO₂についてはニュートラルですので、そういったものを認定していくと、排出権取引というような話題も出ておりますが、木質バイオマスに対するインセンティブみたいなものがあるのか。もしあれば、そういったものも大いにPRをしていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

大竹林業振興課長 ただいまの御質問にお答えいたします。木質バイオマスを使うことのイン

センティブについてでございますが、今の具体的な事例としては、例えばキープ協会と企業の炭素権取引などです。おおむね1つには、企業イメージを上げる。その企業の製品の差別化のために、木質バイオマスを使って事業を展開するというので、対応をしている企業が1つあります。

あとは、木材製造の部分、製材工場では、実際、化石燃料をほとんど全部木質バイオマスに転換できたということです。今、木質バイオマスの利用については、大きく2つの流れがあって、木材関係の事業者が、化石燃料にかえて、コストを非常に抑えていること。もう1つは、CSR(企業の社会的責任)の面でインセンティブを発揮して、商品の差別化を図る、主にそういう流れが2つあると思います。

そういう事業者につきましては、県の木質バイオマス支援センターにおいて、今後、事業の展開についてホームページ等で公表しながら、企業の事業の差別化、インセンティブにつなげていきたいと考えております。

安本委員

ぜひそういったものについてはPRを県のほうでもしていただきたいと思います。林地残材については、今日、新聞を開きましたら、林務長の顔が大きく写っておりまして、間伐材の利用が進んでいるということでした。木質バイオマスへの利活用も進めていただきたいと思いますが、林務サイドでいくら間伐材を出しても、やっぱり下流のほうで使っていただけないと、ペレットも流れていかないと思います。それで、工場、事業所という商工の関係、また、農家のハウスの温風ボイラーというようなことでは農政の関係、そういった全庁的な取り組みを推進する体制も必要ではないかと思いますが、この辺のところはどのようになっているのでしょうか。

大竹林業振興課長 ただいま、今年度策定予定のグリーンニューディール計画推進指針のワーキンググループの中に、知事政策局、それから、商工労働、農政部、森林環境部各部が入って、検討しているところであります。推進指針ができて以降、木質バイオマスにつきましては当課が主体となりまして、農政部、商工労働部と継続して木質バイオマスの活用について、検討会等、情報の交換をしていきたいと考えております。

安本委員

林務サイドでも強気になって、農政、商工労働部に力強く働きかけをお願いしたいと思います。私は、ずっと、木質バイオマスについていろいろなところで発言させていただいているんですけども、木質バイオマスは燃やすとやっぱり焼却灰も出てきますので、そういったことへの対応も安心していただけるように推進指針の中に含めていただければと思っています。ほんとうに利活用が進むことを期待いたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

(林業公社の改革の検討状況について)

次は、林業公社の改革の検討状況についてお伺いしたいと思います。これも議会の中でたくさん質疑もされているところですけども、改革の検討状況について今年の6月議会でも話が出ておりまして、半年ぐらいたつわけですので、どうなっているのか、その状況についてお伺いをしたいと思います。議会の答弁を見ていると、林業公社の改革プランをなかなか県として決められないとか、その前提の課題があるということで私は認識をしていますけれども、2007年6月議会では、これは全国的な課題でもあるので、国への支援要請を行ってほしいという答弁をされております。2007年6月ですのでかなりたっているわけですけども、この国の支援要請についてはどういう判断を

県として持っているのか、まずお伺いをしたいと思います。

宇野森林整備課長 林業公社の問題につきましては、今、委員御指摘のとおり、全国的な問題ということもございます。本県でも大きな課題ということで検討を進めているところでございます。これまで国への提案、要望という形で毎年度提出をさせていただいたり、知事会や林業公社の全国協議会といった場でも国に対するいろいろな支援要請を行っているところでございます。

一方、国のほうからは、林業公社は各県でいろいろと状況が異なるということもあって、なかなか一律的な支援が難しいという考え方が示されておりまして、債務処理を含めた抜本的な支援はなかなか厳しい状況にあると認識しております。

安本委員 国のほうの支援を求めてきたけれども、それについては困難であるということをお伺いしました。

2つ目に、これは2008年12月議会ですけれども、国のほうで林業公社の経営対策と今後の森林整備のあり方の検討をしているという答弁がありまして、これについては、今年の6月議会の林務長の答弁の中でもあったと思いますが、どういう報告だったのか簡潔にお伺いしたいと思います。

宇野森林整備課長 今お話がございました国の検討会につきましては、平成20年11月から検討が進められておりまして、昨年21年6月に報告が取りまとめられたところでございます。これにつきましては全国的にも厳しいという中で、国のほうが、総務省、林野庁、あと、各県の代表それぞれが参加して、国と地方での検討会ということで開催されたものでございます。

その中で最終的に取りまとめられた内容でございますが、林業公社の経営対策を進める上では、まず現状の把握、あるいは情報開示をしっかりと行っていくということ。あるいは、そういった経営状況の評価をきちんとした上で、存廃を含めた抜本的な経営の見直しを検討すべきということ。基本的には、各都道府県が設置しているということがありますので、県のほうできちんと検討して方向性を出していくということを慎重に進めたほうがいいということが主たる内容です。

あと、そのほかにも、国の支援策を検討していくというような内容も盛り込まれておりますが、先ほど申し上げたように、国のほうの政策等は打ち出されていないという状況にあります。

安本委員 各県の状況が異なるので、各県に対応を任せるといようなことだったと、今、理解しました。

もう1点、今年の議会では、森林資産の評価方法について、県として負債がどれぐらいになるのか、それをきちんと把握するため、評価方法の統一をしなければならないが、全国的な統一基準が今年度中に国から出るのというような話も前提としてされておりました。これを踏まえて改革プランを進めたいとおっしゃっていましたが、この森林資産の評価方法の統一基準というのはどうなっていますか。

宇野森林整備課長 林業公社が抱えております森林資産というのは、その評価方法が1つの大きな課題になっています。これにつきましては、先ほど申し上げた、国や地方によって取りまとめられた報告書でも、そのことが課題であるということが出されたところです。その報告書を受けまして、昨年12月から、林業公社の

全国組織が事務局になりまして、森林資産の評価に関する検討が進められています。

これにつきましては、現在のスケジュールでいきますと、今年度中ぐらいには評価基準の内容ということで示される見込みになっております。現在、それに向けて、関係機関の調整、あるいは全国への調整を行っている段階ということで、年度内にそういったものが示される予定になっております。

安本委員

公社として負債がどれぐらいになるかが出てくるということだと思わすけれども、議会の中でも、ここに丹澤委員がいらっしゃいますが、そのことだけで進まないということではなく、今、いろいろな課題がわかっているわけだから、それについては早急に検討を進めるべきだという意見が出ていまして、私も全くそのとおりだと思います。

林業公社の改革について、今、木が実際に植えられているわけですので、それらの森林としての機能も維持していかなければいけない。そして、売っていくとかの経営もしていかなければいけないというようなこと、さまざまあると思うんです。改革プランを策定する上での課題として、例えば廃止も含めて検討するということになれば、そこに勤めている今の職員の処遇の問題等もあるかと思わす。どんなことを改革プランをつくる上で課題として考えられているのかお伺いしたいと思います。

宇野森林整備課長

改革に当たっては、林業公社自体が大きな債務を抱えているということで、その借入金の債務処理が大きな課題の1つになるかと思わす。それから、先ほど申し上げました、森林資産の評価ということで、どういう形で評価をしていくかというのが大きな基礎となる部分でございますので、これにつきましては、先ほど申し上げている検討結果の内容を踏まえながら検討していきたいと思わす。先ほど申し上げられなかったんですが、特に森林資産の評価については、育成途上の森林はなかなか評価をしづらいということですので、その辺をどう評価していくかということが大きな課題になると思わす。

もう1つ、昭和40年から公社が設立されて造成をしてきまして、最終的に、新たな契約を打ち切った、平成14年まで造成をしてきたところでございます。ですから、まだ育成途上の森林が多いということがございまして、これらを引き続き適正な保育、森林の整備を行っていかねばいけないという状況があると思わす。特に昨今、木材価格が低迷して、林業を取り巻く状態が厳しい中で、森林所有者みずからによる森林整備がなかなか進みづらいということもございまして、そういった山、森林の有する公益的機能をどのように維持しながら、どのような主体が管理していくのかということが、もう1つの大きな課題と考えています。

今、委員からお話のありました職員の問題等々ほかの課題もありますが、そういったことを全体的に踏まえながら、引き続き検討を進めていきたいと考えています。

安本委員

皆さんのことですので、廃止すれば、また県で管理すればということで、その長所、短所についても整理はされていると思わす。負債がどれぐらいになるかというのは年度内にわかるのかもしれないですけれども、やっぱり早く進めていていただきたいと思わす。

山梨県だけではありませんので、ほかの県の状況もちょっと気になる場所なんですけれども、廃止を決めた県もあると聞いていますし、結果として改革プランが出たところもどれぐらいあるのかなと思わす。全国の状況

況はどのようになっているんでしょう。

宇野森林整備課長 林業公社は昭和40年代を中心に、全国で当初、39都道府県44公社が設立されておりますけれども、最近の動きとしましては、平成19年度に岩手県と大分県で、また平成22年度には神奈川県で解散しています。これらの岩手、大分、神奈川の3県では、県による債務の弁済、あるいは債権放棄等により、県が公社の債務処理を行っているという状況です。また、公社が管理してきた森林につきましては、いずれも県が引き継いで、県が管理を行っているという状況になっております。

このほかの県でございますけれども、先般、林業公社の全国協議会もございましたので、情報収集を図っているところでございますが、報道等で幾つかの県で経営の検討委員会を立ち上げたという動きがあるようですけれども、まだ明確な打ち出しはないということでございます。ただ、一部報道されているところだと、解散を含めて検討というような形で進められている県があると承知しております。

安本委員 最後にしたと思いますけれども、改革プランの作成について、平成25年までの、今後のスケジュール等について、考え方をぜひ林務長のほうからお伺いさせていただきまして、質問を終わります。

岩下林務長 ただいまの委員御指摘のとおり、林業公社の改革というのは、国の公益法人の改革が進められている中で、平成25年11月までに新しい基準に基づく法人に移行しなければ解散になる、このことが第1の前提でございます。

こうした中、昨今、森林、林業を取り巻く環境が非常に厳しい中で、民有林の整備はなかなか進みづらいという状況があります。特に林業公社はこれまでに約8,000ヘクタールの森林を造成してまいりましたけれども、この森林も育成途上にある中で、さまざまな公益的機能も発揮しているということで、この機能が損なわれないような、森林管理が適切に行われるような方策を考えていかなければならないと考えておるところでございます。

先ほども出ましたけれども、公社の改革につきましては、債務処理とか、今後の森林管理をどうするのかといった課題もございますけれども、公社で植えられた森林の実情を見ますと、一番古い造林地でも45年生で、そこからスタートして若い森林もまだまだたくさんあるわけでございまして、現在もまだ育成途上にあるということです。こうした森林をどのような体制で整備していくのか、こういった観点も踏まえて引き続き検討を進めながら、できるだけ早期に方向性を出していきたいと考えております。

丹澤委員 科学者は仮説を立てて実験をしていくと、こう言いますよね。林業公社については再三お話をしてまいりましたけれども、山梨県の林業公社は、決算統計を見ると、林業資産が260億円、負債が267億円ということで、その差、約7億円しか赤字になっていないことになっていきますね。ここでは、山にある木が今、約260億円ありますという、自分が帳簿の上で計算した金額、それが財産なんですね。今、課長は、全国の林業協議会がそういうことを計算して、何年生の木は幾ら幾らとするから評価できないと言っているけれども、もし仮に山梨県が、今、この木を切り倒したときに、260億円あると言われている資産というのは、山梨県の木材価格ではどれぐらいになるんですか。

宇野森林整備課長 森林の資産といいますのは、本来であれば、木材として搬出したときに初

めて評価できる形になりますけれども、その場合、時価という形でなかなか評価ができないということで、現在検討が行われているわけでございます。その検討の中、概略が今、伝わってきているところでございますけれども、やはり、育成途上の森林、例えば植えて5年、10年、あるいは材として切り出せるまでの評価額はなかなか出せないということで、現在の評価基準でいくと、一部簿価評価も活用しながらやっていくということです。伐期を迎えるときに時価評価にしていくというような考え方で進められていると聞いております。

今、丹澤委員の御指摘がございました、現時点での林業公社の評価額はどれだけあるかということについて、これまでその評価ができないということが問題になったので、結局、今回そういう検討が進められていることで、大変申しわけないんですが、現在、今の山の評価がどれだけあるかということはお示しできません。長期的な試算をしますと、最終的に平成67年までにすべての分収造林契約が終了し、すべて伐採したときには、現時点で216億円の債務超過になるという試算は出ております。ただ、これは今の材価格のままで推移した場合、将来的にこうなるという試算で、あくまでも1つの試算でしかないので、現在の評価額についてはお示しできない状態だと考えています。

丹澤委員

大変言いにくいところなんだと思うんですけども、県の決算では簿価でどんどん資産がふえてきますから、決算上はあたかもたくさんあるように見えるけれども、実際の価格に直しますと、200億円も赤字が出てしまうということです。もうこれは林業公社について考える余地なんてないんですよ。廃止するほかないんです。だから、廃止に向けての問題点を今掲げたわけですから、それをどういうふう処理していくかということは今度は考えるべきときなんです。これからまだどうしようかなんていう選択肢はないんですよ、もう廃止。

では、廃止に向けてどういう形で進んでいくのか。今、林業公社が267億円の借金を背負っていますね。この267億円のうち、山梨県が日本政策銀行に返す分は65億円ある。これを毎年、公社が返せないから、山梨県が肩がわりして払っている。その払っている分が山梨県の貸付金として公社へ行っている。その金が、既に137億円、利息の不払い分も合わせると180億円、これだけの金がもう、山梨県の一般財源から行っているんですよ。これを順々に、公社の借金を山梨県の一般財源に移しかえている作業を、今、しているところですよ。

これをよその県は、岩手や、あるいは大分とか神奈川県は先鞭をつけてやっているわけです。神奈川県は第3セクター等改革推進債を使ったから、これはちょっと事情が違いますけれども、山梨県では、これは10年償還になってしまうから、とても60何億円も一般会計で払い切れないからだめだと財政当局は言っているようです。大分、岩手県あたりを聞きますと、債務保証をした相手がつぶれたのだから、県はそれを背負ってしまったということです。それは財政的な問題はありますよ。問題があるけれども、それを今までと同じ条件で県が債務を承継したというケースもあるんです。

だから、人の問題もあるでしょう。管理の問題もあるでしょう。借金の問題もあるでしょう。これを廃止に向けてどういう形で検討していくかという方向を定めないと。国は1兆2800億円も林野会計に赤字があるんですよ。国が何とかしてくれるかもしれないと、今まで私たちにも説明しました。自分が火の車の状況の中で、確かに国が推し進めた政策ですけども、県の失敗を面倒見るなんていうところには至っていない。だから、これは早く、どうするのか。25年11月なんて言わないで、もうすぐにも廃止の方向で僕は検討するべ

きだと思えますけれども、林務長さん、いかがですか。

岩下林務長 委員の御指摘もいただいておりますけれども、国における状況、それから、他県でも幾つか林業公社の改革が行われているという状況を踏まえる中で、本県の厳しい財政事情もございますが、そうしたことも含めながら、できるだけ早期に方向を見出していきたいと考えております。

(休 憩)

主な質疑等 県土整備部関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(県営住宅の管理に関する協定について)

丹澤委員 指定管理のことについてお尋ねします。今からまた指定管理者の説明がきつとあるんでしょうけれども、住宅供給公社に指定管理を委託するというところで、委託提案価格が8,000万円。債務負担行為で見ますと、上段に、総額で26億6,000万円とありますけれども、この指定管理の委託料と債務負担行為、これは違うんですか。

和田建築住宅課長 8,000万円と公営住宅の25億円の違いということでしょうか。

丹澤委員 こっちは8,000万円で指定管理者に委託しているわけですよね。

和田建築住宅課長 どうしてそういうふうになるかということですが、県営住宅と言われているものを、県の条例上で、公営住宅法に基づいて設置された住宅と、それから、特定優良賃貸住宅を用途変更いたしまして、準特定優良賃貸住宅に分けました。純粹に公営住宅法に基づいて設置されたものの委託料が25億円という考えでございます。特定優良賃貸住宅につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきつくられておりますので、区分けがされております。公営住宅法に基づいて設置されたものだけが管理代行できると規定されておりますので、残りのものにつきましては、指定管理者制度という考えでございます。

丹澤委員 わかりました。それについては、また後で聞きます。

そうすると、特定優良賃貸住宅以外のものについては、指定管理者の対象になっていないんですか。

和田建築住宅課長 なっておりません。

丹澤委員 要するに、この25億8,800万円の県営住宅の管理について協定を締結するというのは、住宅供給公社なんでしょう。

和田建築住宅課長 はい。

丹澤委員 そうすると、これは何の協定なんですか。指定管理者じゃなくて、何の協定ですか。

和田建築住宅課長 これは管理代行制度の協定でございます。

丹澤委員 そうすると、片方が指定管理者で、片方が管理代行制度ということですね。管理代行制度なんて、言うまでもなく、住宅供給公社を存続させるがためにできた制度であって、管理代行制度では住宅供給公社にしか能力を与えられていない。だから、これ以外のところへ出してはだめだよということできっとこうなっているんでしょう。要するに、行政財産の処分ができる、つまり、入居できるかできないかという判断は住宅供給公社に与える。逆に言ったら、住宅供給公社にしか与えない。だから、ほかの人にやらせないということのできた制度だと思うけれども、これは国の制度ですから、今ここで僕が言ってもしょうがないですけども。

この25億8,800万円の積算というのは、これはどのようにしているんですか。

和田建築住宅課長 5年間ですので、まず単年の計算をして積み上げていきます。委託料の内訳ですけれども、大きく分けると、人件費等が含まれた必要経費、それ以外には、住宅の改修、修繕等にかかわる修繕料、それから、水道あるいはエレベーターは定期的な点検を義務づけられておりますので、その委託料などが含まれて、おおよそ5億円を超えるぐらいの金額になっています。

丹澤委員 そうすると、人件費がどれぐらいになるのか、あるいは、住宅改修は5億円のうちどれぐらいなのか、教えていただけますか。

和田建築住宅課長 人件費がおおむね1億1,000万円ほど、それから、修繕料が約4億円です。

丹澤委員 そうすると、修繕料の4億円というのは、大体、今まで平均してならしてみても、不足なくできるという金額ですか。それとも、住宅供給公社は、入居者からいろいろな話があっても、その範囲で直すということにしているんでしょうか。

和田建築住宅課長 基本的には、修繕料は緊急用の修繕とか、防水等の改修工事の費用、あるいは外壁の改修工事の費用など、いろいろな面で積み上げておるわけですが、予算で決まった範囲で修繕を行うということでございます。営繕課に依頼するような大きな工事につきましては、別途予算をいただいております、建築住宅課の予算の中から依頼をすることになっています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第96号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第97号 契約締結の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第101号 指定管理者の指定の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-11号 住宅リフォーム(小規模修繕)助成制度の創設を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(舞鶴陸橋の歩道等の整備について)

皆川委員

甲府駅の北口が大分整備されまして、ペDESTリアンデッキもできて、大分雰囲気が変わりましたが、やはりバランス上、南口もこれから整備していかなければならないということで、周辺整備の修景計画も策定に向かって進んでいるようでありまして、これに関連して幾つか聞きますので、短く答えてください。

まず、甲府駅の南と北の連絡路になります陸橋である跨線橋の歩道の拡幅工

事をやっていると思うんですけども、これはいつ完成するのか、まずお聞きしたいと思います。

丸山道路管理課長 現在進めております舞鶴陸橋の歩道の拡幅工事は、今年度末の完成を予定しております。概要をお話しいたしますと、今までは1.5メートルの歩道で、トラスという上に出ている部材が歩道の中であって、非常に通りにくかったわけですけども、2.5メートルに広げる拡幅工事を進めております。さらに、北口に甲府市がつくりました歴史文化公園におりる新たな階段を設けたりして、北口と舞鶴城とを円滑に連絡するようにしています。

山梨文化会館前の交差点については、甲府市の北口整備の中で行っております愛宕下条線の交差点工事の完成が若干おくれますので、来年の夏ごろになると聞いております。

皆川委員 跨線橋の歩道の拡幅は年度内に完成する予定ということで、間違いありません。そこからずっと下ったスクランブル交差点のところまでは、今見ると、とても狭いんだよね。それで、跨線橋側をいくら拡幅しても、こちらが狭ければ、まずいよね。これについては、どのように取り組むのですか。

丸山道路管理課長 今、委員御指摘のとおりでございます。舞鶴陸橋からスクランブル交差点にかけては、狭いところは1.4メートル、西側の県庁側の歩道も1.45メートルほどしかありませんので、自転車も結構通りますことから、広げる必要があると考えております。そこは甲府山梨線になるんですが、現在、その車道部を少し縮めまして、両側の歩道を舞鶴陸橋と同じように2.5メートルに拡幅する計画を進めております。スクランブル交差点周辺につきましては、防災新館の工事とか、県民会館撤去後の土地利用などとも関係がございます。県庁の入り口からスクランブル交差点側は、歩道も広くなっておりますので、舞鶴陸橋から県庁の入り口の辺まで順次歩道の拡幅工事を進めていきたいと考えております。

皆川委員 1.45メートルから2.5メートルに広げるということですね。そうすると、歩道として、歩く人にとってはいいことであって、南と北のバランスが非常によくなるからいいんだけど、一方で、車は車道が狭くなるわけだね。これ、渋滞とかの危険性についての予測はどうなんですか。

丸山道路管理課長 現在、道路の利用状況を見ていただくとおわかりいただけると思うんですが、レーンは4車線引いてございますが、舞鶴陸橋の南側の交差点、それから、スクランブルの交差点に右折レーンを設置しておりますので、ちょうどその間には道路に斜線を入れて、車が使用しないような路面表示をしておるわけです。この道路につきましては、スクランブル交差点の時間当たりに通れる交通容量が限られておりますので、車道を縮小するに当たりまして、実際の交通をコンピューター上でシミュレーションして検討も行いまして、歩道を広げるために車道を縮小することによる渋滞は発生しないことを確認した上で、この工事を進める計画を立てたところでございます。

皆川委員 わかりました。それはむしろ歩く人にとってはありがたいことだからいいんですけど。

さっき、甲府市がつくっている山手御門におりる階段をつくると言っていましたね。あの幅はどのぐらいなんですか。

丸山道路管理課長 そこはさすがにバリアフリーとまではいきませんので、通常の階段でございますから、幅は、1.5メートルほどでございます。

皆川委員 1.5メートルしかないのですか。そんなに狭いのですか。

丸山道路管理課長 人がすれ違える幅ということです。

皆川委員 せっかく2.5メートルの歩道をつくったんだから、せめてあそこぐらいは2.5メートルにしたらどうですかね。そんな狭くする必要はないんじゃないですか。跨線橋を渡ってすぐ山手御門へおりられるわけだから、やっぱりそのぐらいの幅が必要だと思うんですよ。1.5メートルなんて言わないで、何とかありませんかね。

丸山道路管理課長 既に発注済みでございますので。

皆川委員 発注済みだからできないのですか。

丸山道路管理課長 歩道については、当然、車いすの通行なども考慮いたしまして2.5メートルを確保する整備をいたしております。車いすの方は、歩道がずっと下の入り口のほうまで連続いたしますので、そちらを回っていただく。公園への階段については、人が行き来するというを目的としておりますので、必要な幅で整備するというで御理解いただきたいと思います。

皆川委員 発注してしまったからではなくて、していないから言っているんだよね。1.5メートルでは、荷物を持った人が2人ずつ来たとき、すれ違えますか。必ず1人ということじゃないんだからね。階段だから、おりてくるまで待ってないとならない。やっぱり観光の拠点としなければいけないということを考えれば、1.5メートルだったら、もうちょっと幅を広げてもらえませんかね。そういう修正はできないんですか。

丸山道路管理課長 その可能性、できる、できないというのは、ちょっとここではお答えできませんので、また後ほど御説明させていただくということでよろしいでしょうか。

(舞鶴城公園自由広場の整備について)

皆川委員 はい、いいですよ。

また、周辺についてですけれども、自由広場が芝生化されましたね。おかげさまで皆さん大分期待しているようです。今、芝生を養生しているということですから、いつごろから実際使えるようになるか教えてください。

河西都市計画課長 自由広場の工事、芝生化でございますけれども、11月の半ばぐらいに芝生化の工事は完成しております。芝生の活着をさせるために、今、柵を設けて使えないようにしている、養生期間をとっているということでございます。冬季を養生期間としていくわけなんですけど、気候の暖かい、寒いによりまして活着の状況が非常に違ってくるということですから、4月の信玄公祭りには基本的には間に合ってくるかと思っております。ただ、3月は桜などもきれいに咲きますから、活着状況を見ながら、よいようであれば、早目の供用をしていきたい

いと考えています。

皆川委員 いろいろですか。

河西都市計画課長 3月下旬か中旬ぐらいですね。活着状況によるということでございます。

皆川委員 信玄公祭りは4月9日だよ。4月9日までじゃなくて、その前に桜の花が咲きますので、自由広場を期待している人が多いのですから、少なくとも3月半ばごろまでには、ぜひ。もう既に養生しているんでしょう。だから、それが済めばいいということですよ。

どういう工事をしたか細かいことはよく知りませんが、あそこはイベント会場として十分使えるようにはなっているんですか。例えば信玄公祭りであそこはいろいろな舞台をつくったりするけれども、そういうものは芝に対して大丈夫ですか。

河西都市計画課長 あそこではイベントをよくやりますので、それに使えるようにということで、芝生の周りの舗装をふやまして、例えば、今おっしゃった信玄公祭りで準備の車が一時的にそこに入っていけるようにしました。そうすれば、芝生も直接通ることはありませんので、傷まないということで、そんな工夫をしながら、整備をしております。

皆川委員 わかりました。多少テントを張ったりするのに、くいを打っても大丈夫ということですね。では、ぜひひとつ、きちんといろいろな用途を考えて活用していただきたいと思います。

あわせて、今、甲府城に四季を通じて花を咲かせたいという市民の意見がとても多いんですよ。それで、花を植えることについて、市民団体から知事に直接要望したという話を聞いておりますが、どうなんですか。例えば秋はもみじとか、春は梅、桜というのは大分植えることができましたようですが、普通の四季折々の花とかあるじゃないですか。そういうのは植えることはできるんですか。

河西都市計画課長 お城の、花を含めまして植栽につきましては、地下が文化財の遺構になっているので、そういうものに影響を与えないようなものはいいだらうということです。それから、景観上、お城に似合うもの。例えば舶来物の花とかはちょっと似合わないだらうというようなこともあります。市民団体の方々からも御要望をいただいた経緯がございますけれども、お城に似合うような植栽であれば可能ということで、お城の敷地を利用して、できるところで、そういう空間を確保していきたいと思っています。

皆川委員 実際、植栽するのはどこがするのですか。市民団体が自主的にやって、それをただ許可するだけなのですか。それとも、管理している都市計画課が自分の予算でやるんですか。どちらがやるという話ですか。

河西都市計画課長 公共でやるということもできると思います。ですけれども、地域のにぎわいの創出とか、地域の方々に来ていただける施設には、市民団体の方々とかに協力をいただいて、管理とか、植栽をしていただくと、そういうことも両方可能だと思います。できましたらば、地域のことで、市民団体の方々等の御協力をいただければと思っています。

皆川委員 過去、ロータリークラブやライオンズクラブが梅を植えたいということで植えましたね。梅や桜を植えるときに、その都度、ここはいけない、あそこはいけないと、すごい厳しい指導をされているらしいんですよ。それで、怒ってしまいました。こちらが金を出してやってやるのに、文句ばかりで全然やらせてくれない、もう嫌だよという団体が結構いる。だから、私は、県で出すんですかというのを聞いたんですけどね。団体が自主的に自分の費用でお城に四季を通じて花を植えたいというんだったら、できるだけ県は、その調整役を引き受けて、学術文化財課との調整をやるのが仕事だと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

河西都市計画課長 公園の利用ももちろん大事なことでありますけれども、文化財の保護という面から、それも大事なことだと思っています。文化財と公園の利用がうまくマッチングできるような敷地を探しながら、植栽等の対応をしていきたいと思っています。

(甲府駅北口の駐車場整備について)

皆川委員 わかりました。花の話はわかりました。
あと、市民の一番強い要望である駐車場についてですけれども、現在、あそこを管理しているわけですが、駐車場は大型観光バスが何台入れるようになっているんですか。

河西都市計画課長 舞鶴城公園の周辺には、北側と南側に駐車場を設けております。両方合わせて、大型バスが8台、それから、身障者用駐車場6台を設けております。

皆川委員 よく、駐車場はあるらしいんだけど、どうやれば使えるのかという話をあちこちから聞くんですよ。例えば東京の観光バスが来る。目的地だけを決めて、いわゆるミステリーツアーというものです。お客さんにはここへ行くと言わないで、大体甲府方面だというような形で。それで、実際来ると、とめられないという状況があるようなんだけど、どういう手続で許可しているのですか。いつも鎖が張ってあって、全然とまっていらないんだけども。

河西都市計画課長 駐車場の利用につきましては、申請をしていただく形をとっております。申請は、公園の中の管理事務所でも、また中北の事務所でも、ファクスでもいつでも受け付けるような形になっております。と申しますのは、あそこの鎖をはずして、自由に出入りできるということになりますと、また別の面で違法に駐車をしていってしまうような利用が出てしまうということから、今、言ったような申請方式をとっております。確におっしゃるとおり、使いづらいということもあろうと思います。

それから、やっぱり周りが一方通行であるとかいったことが多い地域がございますので、場所がちょっとわかりづらいというようなことがあろうと思います。案内とかいろいろ工夫をして、できるだけ利用しやすいような形にしていきたいと思っています。

皆川委員 今年1年間の利用率を教えてください。

河西都市計画課長 今、手元に数字がございませんけれども、記憶によりますと30%ぐらいだったと思います。

皆川委員

まずとまっていたのを見たことがないですよ。聞けば、手続がほとんどわからない。これじゃ、つくってもしょうがない。だから、やっぱり利用してもらうことを考えなければいけないと思うんですよ。鎖が年中張ってあって、何も使っていないじゃないかという意見がほとんどだよ。これ、大変な怠慢だと思いますよ。あれだけ整備してね。来たい人はいっぱいいるんだから。それを難しい手続とかばかりでやっているからだめなんですよ。大体PRをしていないじゃないですか。どこへ電話をすればあそこが使えるのか、みんなわかっていないんですよ。そのPRの仕方、どう考えますか。だれにどういうふうに知らしめてやるのか。例えばエージェントに全部知らせるとか、方法はあるじゃないですか。そういうこと、していないでしょう。答えてください。

河西都市計画課長

今、現実的にはホームページ等への掲載程度のPRだと思っております。やり方とすれば、委員がおっしゃられたように、旅行会社等に積極的に出していくというようなこともとりあえず考えられると思います。いずれにいたしましても、今、修景整備等の検討を行っておりますけれども、そうした中で、この利用についてもあわせて検討していきたいと思っております。

(甲府駅南口周辺地域修景計画について)

皆川委員

もう終わりますけれども、要するに、せっかく整備しても来てもらわなければしょうがないんだから、そういうことを考えてもらいたい。8台で満足してはだめですよ。やっぱりもっと確保することを考えてください。南口の修景計画の中で駐車場問題をもっとしっかり取り上げてください。あれだけの施設で、8台なんて、10台以下なんて、全国にないよ。そういうことを含めて、しっかり修景計画を進めてもらいたいんだけど、具体的な修景計画というのはどうなっているんですか。進捗状況は。

河西都市計画課長

南口の修景計画でございますけれども、学識経験者とか事業者、地元の関係者などによりまして検討委員会を立ち上げて検討していただいております。それが7月にスタートしており、今まで2回開催しました。今までは、この地域の景観等の現状と課題についての整理がなされております。それから、その間に検討委員会でアンケート調査とかをして、若い人の意見を聞こうということで学生のワークショップ、それから、そういうものを題材に住民の方々の意見交換会を開催してきております。

今月20日に第3回の検討委員会を開催して、修景の理念とか目標、それから、具体的な方向性について原案をつくっていきたいと考えています。そのときに、簡単な、ラフな絵になると思うんですが、ある程度のイメージがわかるようなスケッチを検討委員会でつくっていただきまして、県民の皆さんの意見をお聞きしていくという段階まで今、きているということです。来年9月末ぐらいの計画完成を目指して進めております。

皆川委員

いろいろ注文をつけたいことはいっぱいありますけれども、一生懸命やっているようですので。とにかく今、言ったような、駐車場の問題や花の植栽の問題、いろいろな面を網羅した中で、北口に負けないような南側の開発をバランスよく、しっかりやっていただくことを要望して終わります。

(小瀬スポーツ公園内のゴミ箱等の撤去について)

金丸委員

小瀬スポーツ公園のごみ箱と灰皿の撤去などについて、問題提起をさせても

ら、今のところ支援していないということだけれども、先々、森林環境部と連携をとって、支援してもらうことを提起しますが、その辺はどうですか。

河西都市計画課長 環境部局であろうが、県土整備部であろうが、県として、環境施策、ごみの問題等を解決していくということは、県の施策として進めていかなければならないということでございます。そういう中で、公園管理の面からお手伝いができるのであれば、していきたいと思います。今後も環境部とも連携をとりながら、公園でできるところについて協力をしていきたいと思います。

金丸委員 部長、ちょっと聞きますけれども、これは単に小瀬のごみ箱とかごみの問題だけでなく、国あるいは世界各国が取り組んで国際的検討を続けているCO₂の問題にもかかわることで、環境全体にかかわる活動だと思っておるわけです。小瀬から発信されて、県内の数多い公園などのごみ問題などにも波及させたり、一般家庭などへの啓蒙活動のようなことにも、そういうところを拠点にして取り組んでいくことが大事じゃないかと思うんでありますが、この辺についての部長の考え方を聞かせてください。

小池県土整備部長 今、課長から申し上げたこともありますけれども、道路、河川をはじめ、公園には管理者が当然お持ちして、県、市町村、それぞれ役割を持っております。県内の大規模公園6カ所については、当然ここは山梨県、県土整備部が管理しています。そういった公共構造物の管理のあり方ということですが、私も、官側だけの管理に加えて、例えば河川や道路、また、先ほど花の話も出ましたけれども、市民の多くの方々が一緒になって清掃したり、花を植えてくれたりというようなボランティア活動を今、させていただいています。そういうことに対して、「ありがとう。やってくださいよ」ということでなくて、県も一緒に協力してやってくような態勢です。例えば掃除のときでしたらば、必要な手袋やほうきを提供したり、河川清掃などのときであれば、かまを渡す。そういったこともやりながら、市民の御協力をいただいて、みんなで県民一体となって公共構造物をきれいにしていこうという運動、環境ボランティア活動というものをやっています。

ちょっと話が余談になりましたが、今回の、環境をよくしていこう、エコ活動を続けていこうということは、景観も含めて、環境を大切にしていこうという県民の意識のあらわれですから、今やっているような我々の取り組みに加えて、そういったものも含めて、県民の皆さんが県土を美しくする運動等をしていけるような態勢づくりに、我々もまた取り組んでいく必要があると思っています。

金丸委員 私も、道路に植樹をしたりとか、花をもらって植えたりとかということをやっている団体も、そういった制度も承知しています。こういうことが全県的に広がっていくことによって、県土の美化をはじめとして、県土を愛するという気持ちも膨らんでくるし、財政的にもそういうことを民間の人たちがやってくれば助かるということになると思いますので、そうした活動については積極的に支援なり、連携をとっていただくように、今後、配意してもらいたいと思っています。

そこで、具体的な質問になりますけれども、小瀬スポーツ公園に設置をしてあるごみ箱の数、今あるのは移動式ではなくてコンクリートでがっちり固めたやつだと思っておりますが、その数はどのぐらいですか。

河西都市計画課長 小瀬スポーツ公園のごみ箱は、現在約150基設置しております。

金丸委員 ごみ問題などの議論が始まる前の公園施設ということもあって、頑丈なごみ箱があそこの公園だけで155もあるというのは、当初の考え方はごみ箱を置くことによって周りに散乱させない、ポイ捨てをしないということをつくったと思うんであります。今の数は、まず、数が多いか少ないかということをはじめとして、どう思いますかね。後ほど、撤去までの話や、あるいは別の利活用ということについても提起をしようと思っただけなんですけども、その当時はやむを得なかったのかもしれないが、私は大変多いなという印象を受けたということで、これについての答弁はいいです。

それから、ごみの年間の数量はどのぐらいになっているんでしょうかね。重さにしてというか、体積はどのぐらいになるのですか。

河西都市計画課長 小瀬スポーツ公園の場合、21年度実績でございますけれども、ごみの量が、可燃物、不燃物等を合わせて110トンとなっております。

金丸委員 10トン車で11台ということか。それは分別をされて処理がされているということですかね。あのごみ箱の中は多分、ペットボトルやアルミ缶、スチール缶など、みんな一緒くたになっていて、最終的な処理はどういう形になっているのかな。

河西都市計画課長 ごみに限らず、園内全体の清掃業務を委託しておりますけれども、業者のほうでごみを回収し、分別をして甲府市の環境センターに持っていっています。現場のごみ箱については分別の形をとっていませんので、こちらのほうで分別をして処理をしているという状況です。

金丸委員 業者が分別をして処分をしているということでありましてけれども、もちろん業者に委託するわけだから、ごみの処理費がかかるわけですが、年間どのぐらいかかっているのかな。

河西都市計画課長 21年度実績で約160万円でございます。

金丸委員 わかりました。
あと、小瀬スポーツ公園の年間イベント回数ほどのくらいになっているのかな。ヴァンフォーレの関係では18日ぐらいかと認識をいたしておるわけですが、県が使ったり、あるいは高校やその他各種スポーツ団体などの行事で、年間の使用日数はどのぐらいですか。

河西都市計画課長 21年度につきましては、県民の日の記念行事とか、Jリーグの試合等がございまして、年間約50日間の使用となっております。ただ、体育施設等は、練習や大会等でほぼ毎日使用している状況です。

金丸委員 体育館や武道館を使っている人たちは狭いエリアで限定されているということなのかわかりませんが、この人たちのごみ箱利用などというのはかなり少ないのかなという感じを持っているわけですが、ごみがたくさん出る行事は、やっぱり県民の日などでしょうかね。あるいは、秋のいろいろなイベント、お祭りのようなときとか、人がたくさん集まるときが一番多いんだと思うんでありますけれども、一番多いのはどんなときかな。

河西都市計画課長 個々のイベントでどれぐらいのゴミが出ているか、そういう把握はちょっとできておりません。ですが、委員おっしゃるように、人がたくさん集まるようなとき、そして、いろいろ売り買いをするようなときは、当然、ごみの量は多くなってくると思っております。

金丸委員 ほかにも県の都市公園をはじめとした、スポーツ公園などもたくさんあると思うんでありますけれども、そういうところのごみ箱の設置状況はどうなんですか。

河西都市計画課長 県営公園でございますけれども、笛吹川のフルーツ公園が平成7年度に完成しておりますが、どうもいろいろ見てみますと、平成7年度以前に完成した県が持っている大規模な公園ではみんな、ごみ箱が設置してある状況です。それ以降にできた、例えば桂川ウェルネスパークとかの公園にはごみ箱が設置してございません。また、舞鶴城公園とか中央公園みたいな町中の小さな公園にも、ごみ箱は設置してございません。

金丸委員 山梨県の場合は、平成7年度以前の施設については公園の中に設置されたままになっているということですね。時期がたっているんだから、やっぱり具体的に検討していく必要があるのではないかなと思うんであります。今も話がありますように、桂川ウェルネスパークなどの新しい施設にはないということでもありますから、そんなこと申し上げて、検討については後ほど申し上げるところでやってもらいたいと思います。

近県における、小瀬スポーツ公園のような大きな公園などのごみ箱の設置状況はどうなのですか。山梨県は、今、こうやってお話をすると、半分ぐらいの公園でそのままになっているということだけでも、他県の状況は、古い施設でも撤去してしまっているのかどうか、その辺はどうなんですかね。

河西都市計画課長 関東近県でございますけれども、現在ごみ箱を設置しているのは、茨城県と東京都です。神奈川県あたりは、桜の時期などに臨時的に設置をしたり、また観光地には設置してあるということでございます。ほかの県は10年ぐらい前ででしょうか、ごみの持ち帰りを基本として、設置もやめたという経緯がございます。

ただ、東京都につきましては、一度撤去したんですが、やはりごみの不法投棄が多く、また再整備、設置をしたという例もあるようでございます。

金丸委員 わかりました。

次に、またヴァンフォーレのほうの話に戻りますけれども、先ほど、年間の使用日数が50日であるという話や、体育館などは連日使っているという話がありました。ヴァンフォーレ甲府などのサッカー以外のイベントで、主催者が提唱して、ごみの持ち帰りあるいは減量化に積極的に取り組んでいる、具体的な取り組みをしているイベントというのはありますか。

河西都市計画課長 私のほうで把握しているものでは、県民の日の記念行事だけがそういう取り組みをしていると聞いています。

金丸委員 県民の日の話はまた後ほどしますけれども、テントを張って、食べ物を売る。発泡スチロールの容器に入れてうどんを売ることもあると思うんであります。

けれども、イベントを開催する主催者、物品の販売をした人たちにしっかり回収をさせるということが必要じゃないかと思っています。売った物がごみ箱にポイッと捨てられてというんじゃないくて、あくまでも販売の責任者がそれを回収するということが大事なことじゃないかと思うんですけれども、今はそういうことに対して義務づけのようなことはあるんですかね。

河西都市計画課長 イベント等で公園の使用許可を出すわけですが、使用後は清掃して、原状回復をしてくれということを経営条件としています。そういうことでありますから、イベントで発生したごみは持ち帰ることを課しているというわけでございます。先ほど、県民の日だけを把握していると申し上げましたけれども、際立った取り組みをしているという意味で、県民の日の記念行事だけがそういうことをやっているという聞いております。ほかの一般の方々の使用とかのときにも、許可条件がそうなっておりますので、ゴミは持ち帰るようにしていただいているということでございます。

金丸委員 疑問がわいてくるんだけど、原状に戻してもらおうということだから、そういうイベントをやったときには主催者がごみ箱を点検したりして、ごみ箱の中に入っているごみはビニールの袋などに入れて、ごみ箱をきれいにするのが原状回復だと思うんです。そういうことをやってもらっているという理解でいいんですか。

河西都市計画課長 そういう理解でよろしいと思います。ただ、一般の利用者のごみとイベントのごみを区分できるかということはやっと難しいところがあるかと思えます。

金丸委員 抜け道になっているかもわからんけれども、そういうことで指導しているということであれば、それで説明はいいと思います。

以前、県主催の県民の日のイベントで、ごみ箱にビニールでふたをして、ごみ箱の使用禁止という取り組みをしたということを知っているわけでありまして、その後、ある団体のイベントの計画のときに、ごみ箱の使用禁止を申し入れたところ、断られたという声を聞いたことがあるんです。

県民の日に使用禁止にして、この団体の申し入れについては断ったというのはどういうことなのかということなんですがね。この団体のそういう申し入れは、自分たちでごみの持ち帰りだとか、回収をして処分をしようという前提の上で、ごみ箱にふたをさせてくれと言ったけれども、それを断ったという事例があるんですが、この辺はどうなんですか。

河西都市計画課長 イベント等の開催につきましては、森林環境部に「環境にやさしいイベント開催要綱」という要綱がございまして、おおむね100人以上の参加者が見込まれるようなイベントについては、廃棄物の減量化に努めるものとするということになっています。

県民の日の開催でごみ箱にふたをしたということなんですが、それはこの要綱に基づいて、主催者である、県民の日実行委員会がしたと聞いております。管理者の県がやったわけではなくて、この要綱は、イベントを開催する主催者がそういうことをしてくださいということなんです。

それで、今、委員がおっしゃった、そういう申し入れがあったときにそれを断ったという御質問ですけれども、断ったということについては、私どもは把握をしておりますが、公園の管理者にそれをしてくれということであれば、

それはちょっとできない話でありまして、イベントを主催する方々がふたをする。それはぜひ、この要綱に基づくような形でお願いをしたいということではないかなと思っております。

金丸委員

ちょっと認識がずれているような感じがするんですけども、先ほど申し上げたのは、イベントを主催する人たちがそういう申し入れをしたということです。それで、「山梨県環境にやさしいイベント開催要綱」の中では、主催者が積極的にやるということであれば、それは認めていくという話ですよ。そういうことからすると、今、課長が言われるのは私の認識とはちょっと違うので、またこれは調査をした上で、環境創造課との話になるのか、都市計画課との話になるのか、改めてまた提起をさせていただくことにしたいと思っています。

それで、ごみの減量化と持ち帰りという考え方の中で、ごみ箱の撤去について、155もあるんだから一遍にというわけにはいかんにしても、少しずつ検討することはできないかということです。場合によっては、これをフラワーポットのようなものにそのまま再利用するという方法もあるのかなと思います。そういうことを今後検討してはどうかということで、この辺はどうですかね。

今、議論させていただいたように、他の県でもごみ箱は撤去したり、設置をしていないところもあるということでした。平成7年度以降は山梨県でも、そうした施設をつくったときにはごみ箱は設置していないという流れにあるわけでありまして、小瀬のように古い公園も、冒頭申し上げたような、中銀のネーミングライツ、さらにはJ1昇格ヴァンフォーレ、こういう流れの中で、ごみ箱がなくて非常にすばらしいというふうになるように、積極的に撤去、あるいはフラワーポットなどへの切りかえを進めてもらいたいと思うんでありますけれども、どうですかね。これは部長のほうがいいかな。とりあえず課長に答えてもらってから。

河西都市計画課長 先ほど御説明申し上げましたように、近年、整備している公園につきましては、ごみは各自が持ち帰るということを基本にして、ごみ箱を設置しておりません。小瀬スポーツ公園につきましても、平成7年度以前の古い公園でありますので、今はごみ箱をいっぱい設置してありますけれども、各自がゴミを持ち帰るという考え方を基本とさせていただいて、今後、ごみ箱をなくしていくこと、ゼロを目指していきたいと思っております。

先ほどゴミの量が110トンであるという話もさせていただきましたけれども、現在の利用状況を見ますと、これを一遍に、明日からパッとなくしてしまうというのは、周りの環境等への影響も多いと思っておりますので、例えば必要なゾーンを区切って、そこにごみ箱を集約していくというやり方で、ごみ箱を段階的に減らしていくようにしていきたいと思っております。

それから、ごみ箱につきましてはフラワーポット等への利用というお話が出ましたけれども、実際、御勅使南公園では、灰皿ですが、フラワーポットとして活用しています。小瀬スポーツ公園のごみ箱につきましても、その位置で使うのがきれいなのかということもありますので、いろいろな使い方ができるように、無駄にならないように、有効活用を検討していきたいと思っております。

金丸委員

今の、無駄な経費をかけずに有効利活用をしてごみ箱が撤去され、環境にやさしい、こういう方向で、公園の環境保全をしてもらいたいということをお願いしながら、次に、灰皿の件でありますけれども、小瀬スポーツ公園の中には灰皿が幾つあるんでしょうかね。

河西都市計画課長 小瀬スポーツ公園では、ごみ箱とベンチと灰皿、そのセットを基本として設置をしたという経緯がございます。それで、単独のものも含めて、今、灰皿は180基ほど公園の中にごございます。

金丸委員 前後しましたけれども、最近、たばこの受動喫煙などが問題になって、分煙などが進んでおります。高速道路のサービスエリアでも、あんな青空のもとでも、分煙のコーナーが設けられている状況にあるわけです。したがって、小瀬スポーツ公園の灰皿についても、喫煙者にとっては、180もあればとても喜んでいるかもわからんけれども、ごみ箱同様に撤去について検討をすべきではないかということをお願いして、お考えをお尋ねしたいと思います。

河西都市計画課長 今、公園内の屋内の施設は、県内全部、禁煙になっております。小瀬スポーツ公園の場合、確かに180というのは驚くぐらい多いと思っておりますけれども、これもごみ箱と一緒に、ゾーンを分けまして、集約をして、要らないところは撤去をしていきたいと思っております。そうすることによって、分煙化が進んでいくと思っております。

金丸委員 ゾーンを決めて、専門的なコーナーをつくるということでもありますけれども、サービスエリアなんかでも、煙は多分漏れていると思いますが、屋根や囲いをつけて、周りから見えなくなっています。将来にわたっては、やっぱりそういった分煙、喫煙コーナーの設置が必要かと思うんでありますけれども、とりあえずゾーンを決めて縮小をしながら、その先は、今申し上げたような喫煙コーナーを、囲いをつけて設けるといような考え方を提案したいと思います。先のことではありますが、この考え方についてどうでしょう。

河西都市計画課長 はっきり分煙の場所を決めてやるという意味合いだと思います。そういう中でも、既存の建物の近く、例えば軒下とかにもっとそういうスペースができるんじゃないかと思っております。そういうものをまず検証しながら、どこに設置するのが効率的なのか。足りないところは、先ほど委員がおっしゃったような形での検討をしていきたいと思っております。

金丸委員 最後になりますけれども、今の分煙のことではありますが、私も柔道の大会などで武道館などへ行くと、子供がぞろぞろ入ってくる玄関先に灰皿があって、そこでたばこをぷかぷかという状況を目にしたことがあります。まさにああいうところは真っ先にチェックをして、撤去をしてもらいたいということを最後に申し上げて、終わります。ありがとうございました。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 10月25日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 棚本 邦由